



**SIGNODE®**  
シグノード株式会社  
**Safety and Health Policy**  
労働安全衛生基本指針

シグノード株式会社は、労働安全衛生に関する各種の法に基づき、労働災害の防止のための措置を講ずる等その防止に関する対策を推進することにより、職場における社員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

#### 1. 会社の責務

会社は、法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における社員の安全と健康を確保するようにしなければならない。

#### 2. 社員の責務

社員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、会社その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

#### 3. 製品の安全性

会社は、機械・器具その他の設備の設計、製造、販売又は輸出入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

#### 4. 安全衛生教育

会社は、社員に対して安全衛生教育を実施し、業務に関する安全又は衛生のための教育を行なう。又、新たに社員を雇い入れたときや社員の職務を変更したときは、当該社員に対し同様の安全衛生教育を実施しなければならない。

#### 5. 危険業務特別規定

社員は、車両運転時や機械・工具の修理、点検、保守等の特に危険が伴う業務に従事する時は、安全面に最大限の注意を払い業務を遂行しなければならない。特に機械・工具修理、保守、点検作業時には、別途定める安全作業手順書を遵守し、安全に業務を遂行しなければならない。

#### 6. 健康診断

- 1)会社は、社員に対し法令で定めるところにより、医師による健康診断を行ない、当該健康診断を受けた社員に対し診断の結果を通知しこれを記録しておかなければならない。
- 2)社員は、健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めなければならない。
- 3)健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認めるときは、会社は、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。
- 4)医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該社員の実情を考慮して、配置移動や労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、施設の整備やその他の適切な措置を講じなければならない。